

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月13日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 井 口 幸 一

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月 4日から 令和 7年 9月11日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 9月18日 午前10時00分 さいたま地方裁判所川越支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年10月 2日 午前10時00分 さいたま地方裁判所川越支部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月22日 午前10時00分から 令和 7年 9月26日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 物件所在地を管轄する農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月13日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 480, 000 5, 984, 000	一括	1, 496, 000	34, 412	7, 581
1	2, 920, 000				
2	4, 560, 000				



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 |
| | 地 番 | 32番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 32番地3 |
| | 家屋 番号 | 32番3の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 34.78平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月12日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 井 口 幸 一

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 |
| | 地 番 | 32 番 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.19 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 32 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 32 番 3 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 48.02 平方メートル
2 階 34.78 平方メートル |



令和7年(ケ)第24号
令和7年3月26日受理
令和7年4月23日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所川越支部

執行官 岡 田 文 男

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 |
| | 地 番 | 32番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 32番地3 |
| | 家屋 番号 | 32番3の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 34.78平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	鶴ヶ島市脚折町三丁目32番2号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	別紙「その他の事項」に記載のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	別紙「その他の事項」に記載のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■本件土地について

本件土地上にスチール製簡易物置（動産）がある（写真⑯）。

■本件建物について

- 1 2階の洋室（建物見取図で「洋室(2)」と表示した部屋）にビー玉を置いたところ、ベランダ側に転がった。詳細は不明であるが、床が傾いている可能性がある。
- 2 本件建物内で猫を5匹飼っており、引っ掻きキズがある（写真⑩）。
- 3 本件建物については、経年による傷みがある（写真⑦）。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物は、私が家族とともに、計3人で住居として使用しています。 2 本件建物内で猫を5匹飼っています。 3 本件建物について、雨漏りはありません。傾きも無いと思います。 4 本件土地について、境界の争いはありません。 5 本件土地上のスチール製簡易物置は私の所有です。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■ 目的物件の占有関係については、現況及び関係人の陳述から本報告書記載のとおり認めた。

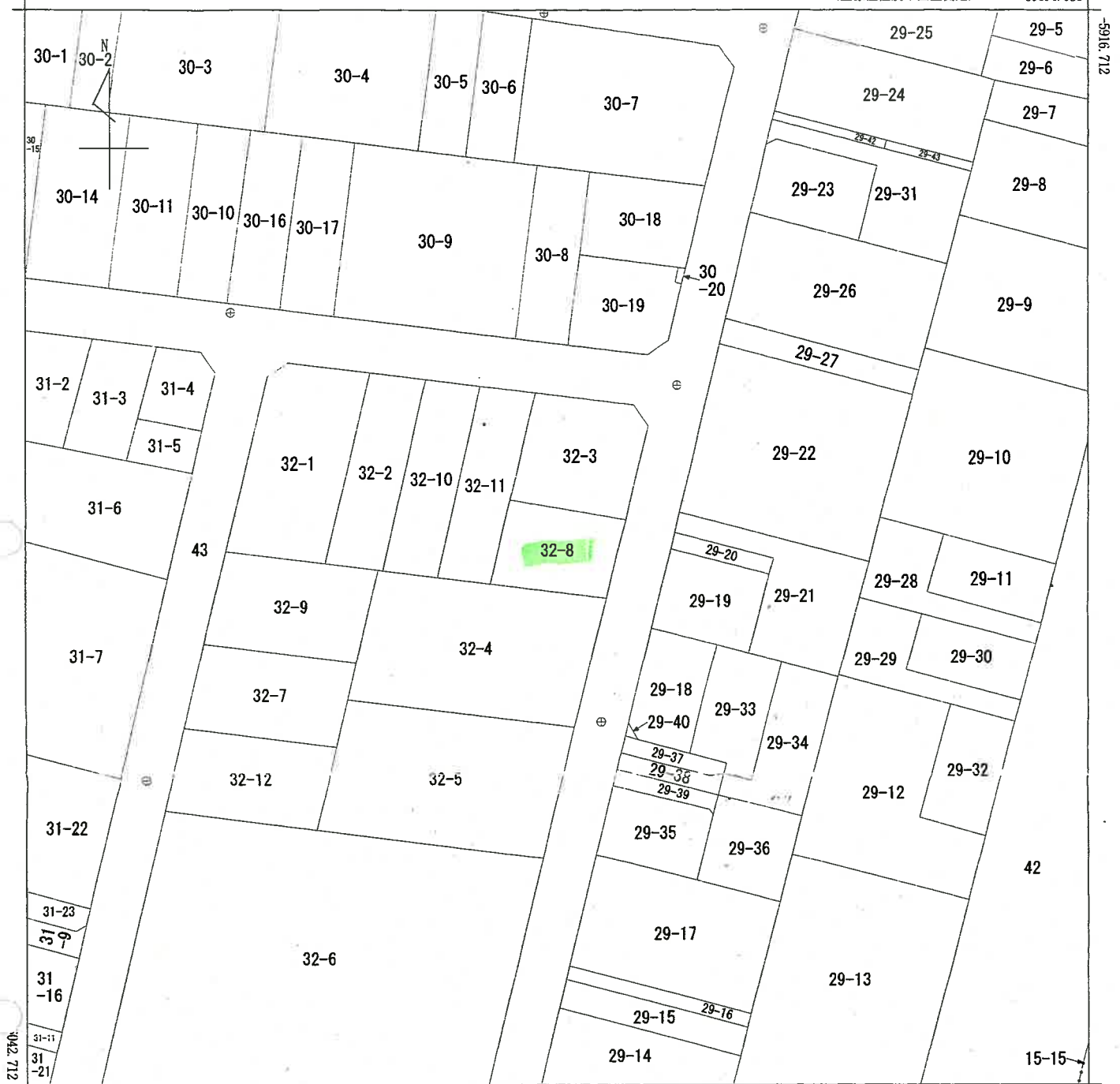
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月3日 (木) 14:45-15:00	目的物件所在地	目的物件特定, 不在連絡メモをポストに投函
7年4月7日 (月) 9:00-9:05	執行官室	債務者兼所有者から架電・聴取
7年4月18日 (金) 12:15-12:45	目的物件所在地	債務者兼所有者立ち会いのうえ調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



-40019.638

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

脚折町3丁目

A 脚折町4丁目

請求部分	所在地	鶴ヶ島市脚折町三丁目					地番	32番8		
出縮力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年12月1日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法律局坂戸出張所管轄)

令和7年2月10日

大津地方法律局

請求番号：11-1

登記官

(1/1)

(7 枚目)

A3判をA4判に縮小

01-095

1065983

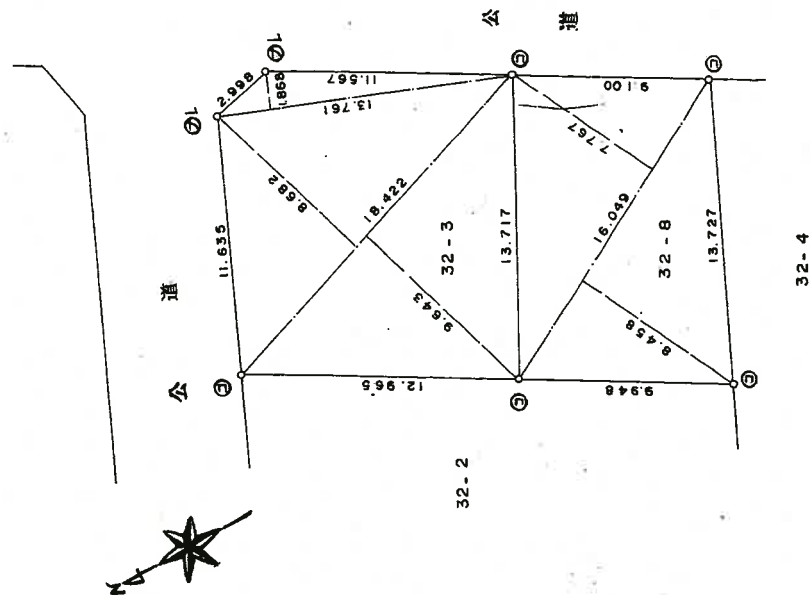
地積測量図

地 番	32-3, -8
土地の所在	入間郡鶴ヶ島町

面積計算表

32	—	3							
13.	761	x	1.	868	=	25.	705548		
18.	422	x	8.	582	=	159.	939804		
18.	422	x	9.	643	=	177.	643346		
						363.	298698		
						<u>1/2</u>	<u>181.644349 m</u>		

32	—	8							
16.	049	x	7.	767	=	124.	652583		
16.	049	x	8.	458	=	135.	742442		
						260.	395025		
						<u>1/2</u>	<u>130.1975125 m</u>		



境 界 標 の 種 別	記 号	境 界 標 の 種 別	記 号
⑤ 石 杭	⑦	プラスチック杭	⑧レ
⑥ 金 属 鋏	⑨	金 属 杭	⑩ en
⑦ 金 属 釘	⑪	刻	

作者

2017年9月9日(製作)

人請申

縮尺 1/250

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局坂戸出張所管轄)
令和7年2月10日 大津地方方法務局

登記官

(9枚目)

請求番号：11-3

A3判をA4判に縮小

2042233

各階平面図

32-3-2
3.1.8~4.1

建物各階平面図

入間郡鶴ヶ島町大字脚折字菅田3-1-8~4.1
(-換地住所予定地番4-1-2-5-街区4-画地-)

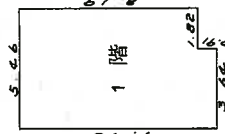
家屋番号

建物の所在

脚折町三丁目32番地3

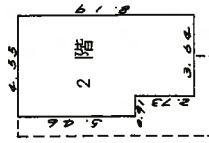
昭和59.12.28

土地公法第10条第1項
による換地図



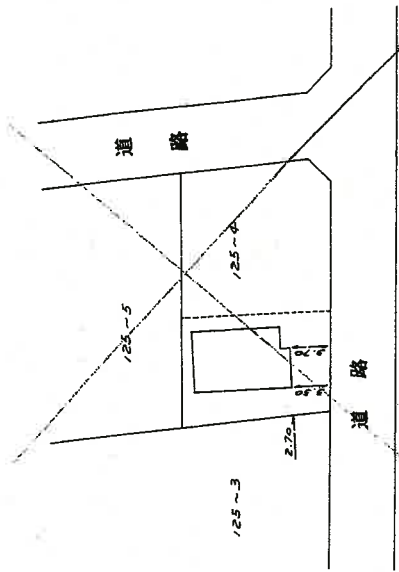
1階求積表

5.46	×	8.19	=	44.7174
3.64	×	0.91	=	3.3124
				<u>48.0298</u>



2階求積表

4.55	×	5.46	=	24.8430
3.64	×	2.73	=	9.9372
				<u>34.7802</u>



作製者

日作製

縮尺

1/250

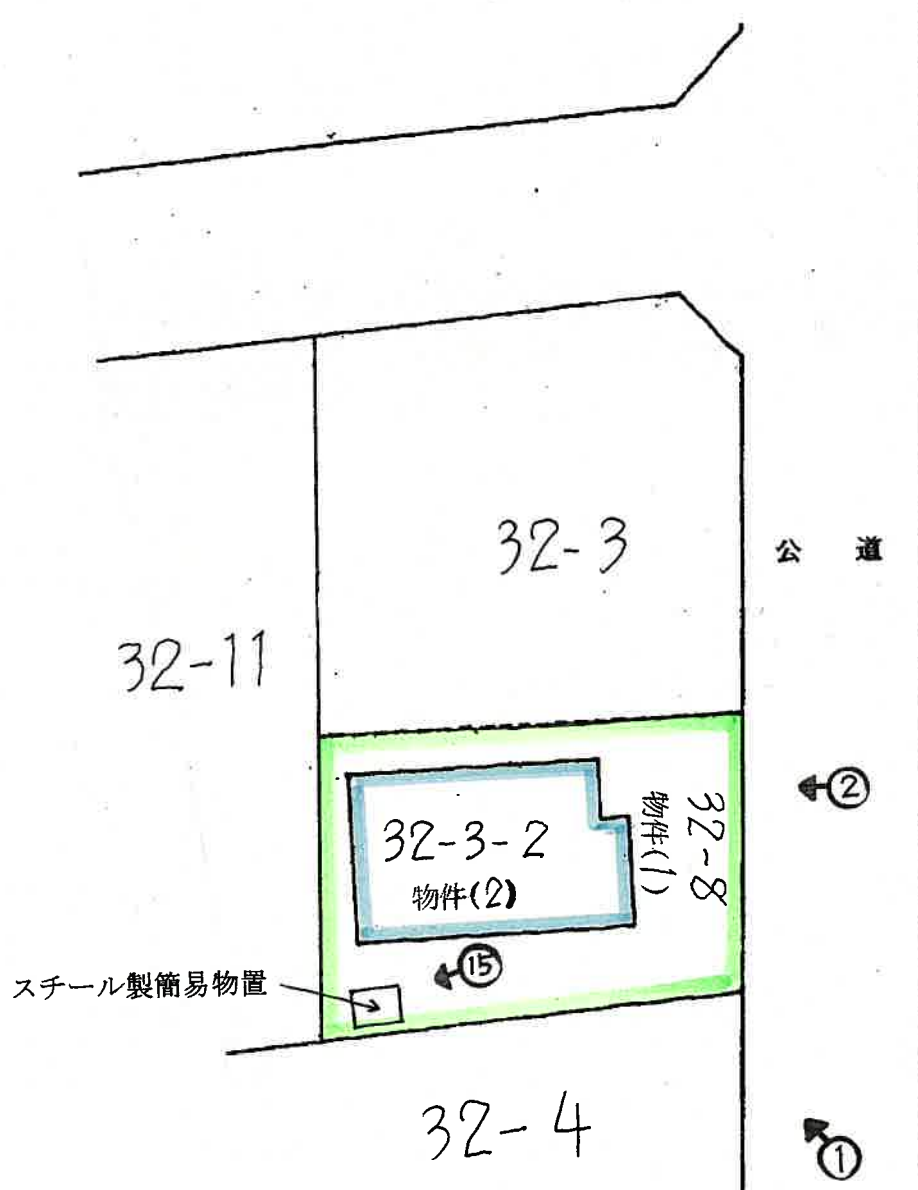
申請人

縮尺

1/500

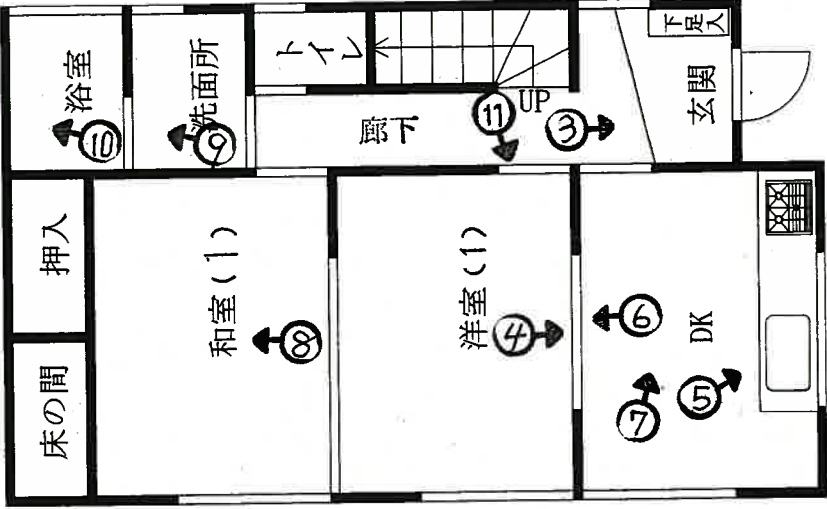
土地建物位置関係図

(写真撮影位置 ○)

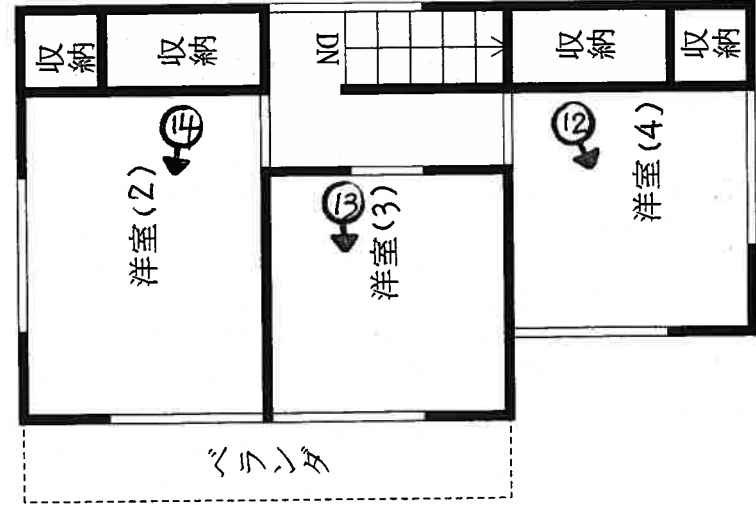


建 物 見 取 図

(写真位置○→)



1 階



2 階



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



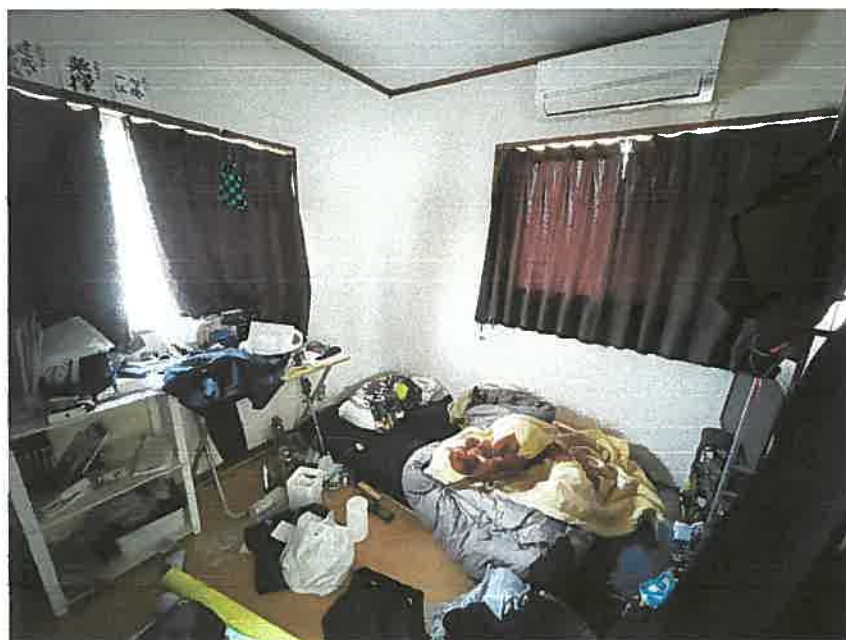
⑨



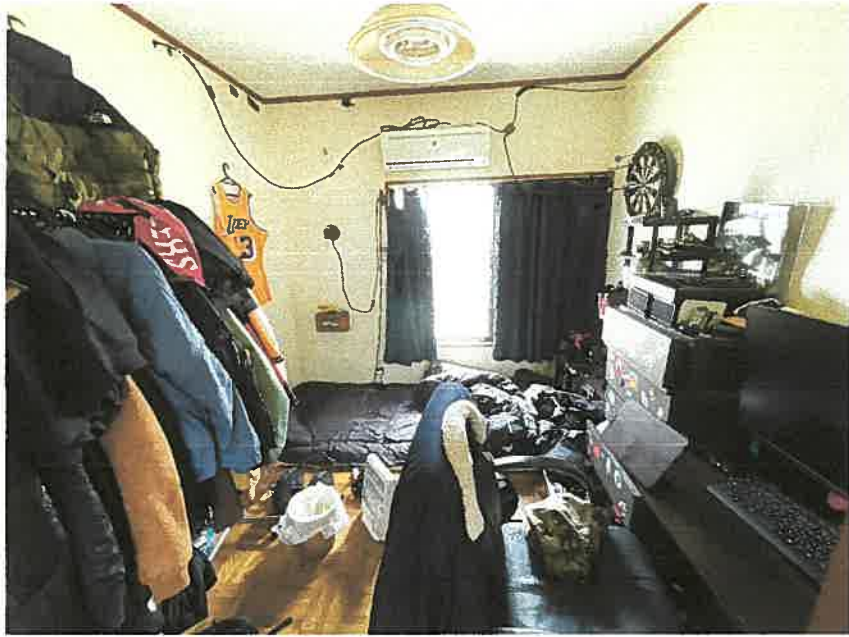
⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮

令和 7 年 (ケ) 第 2 4 号
令和 7 年 4 月 1 8 日 現地調査
令和 7 年 4 月 2 4 日 評 価

さいたま地方裁判所川越支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
阿 久 津 裕 志

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 |
| | 地 番 | 32番8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.19平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鶴ヶ島市脚折町三丁目 32番地3 |
| | 家屋 番号 | 32番3の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 34.78平方メートル |



第1 評価額

一括価格	
金 7, 4 8 0, 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2, 9 2 0, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 4, 5 6 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 在 地 地 番 地 目 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武東上線「坂戸」駅の南方約 1.4 km (道路距離) に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅、アパートのほか畑等も見られる区画整理済の住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% なし
画 地 条 件	地 形 地 勢 そ の 他	130.19 m ² ほぼ長方形 ほぼ平坦
接面道路の状況	東約 6m 舗装市道第 790 号線 (建築基準法上の道路) ほぼ等高	
土地の利用状況等	(物件2) 建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道: あり ガス配管: なし 下 水 道: あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	・ 接面道路は建築基準法 42 条 1 項 1 号。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和58年7月30日新築 経 過 年 数：約42年 経済的残存耐用年数：約1年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：吹付塗装、その他 内 壁：クロス貼り、その他 天 井：クロス貼り、化粧合板、その他 床：フローリング、畳、合板、その他 設 備：電気、給排水等 その他： ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状況	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・室内で猫を5匹飼っているとのことで引掻きキズ等がある。 ・2階洋室(2)の床が水平を保ってない部分がある。 ・全体的に老朽化している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	91,500	1.030	130.19	0.85	10,430,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示地 鶴ヶ島－9

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$95,200 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/103 \times 100/101 = 91,500 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地 域 格 差：公示地近隣は対象地近隣に比して交通接近条件で優ると判断した。

イ 個別格差：増価要因として方位等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	152,000	82.80	0.02	250,000

ウ 現価率：

経過年数42年、経済的残存耐用年数1年、観察減価率(室内の状況及び中古建物の市場性等も考慮)－20%

(計算式) $1/(42+1) \times (1-0.20)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,430,000	0.60	法定地上権	6,260,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	10,430,000	-6,260,000		1.0	0.7	2,920,000
2	250,000	+6,260,000	1.0	1.0	0.7	4,560,000
一括価格 (合計)						7,480,000

ウ 占有減価修正: なし

エ 市場性修正: なし

オ 競売市場修正: 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格(鶴ヶ島-9)

所 在：鶴ヶ島市脚折町3丁目25番6「脚折町3-25-5」

価 格：95,200 円/㎡

位 置：東武東上線「坂戸」駅約1,300m(道路距離)

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：164 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：東6m市道

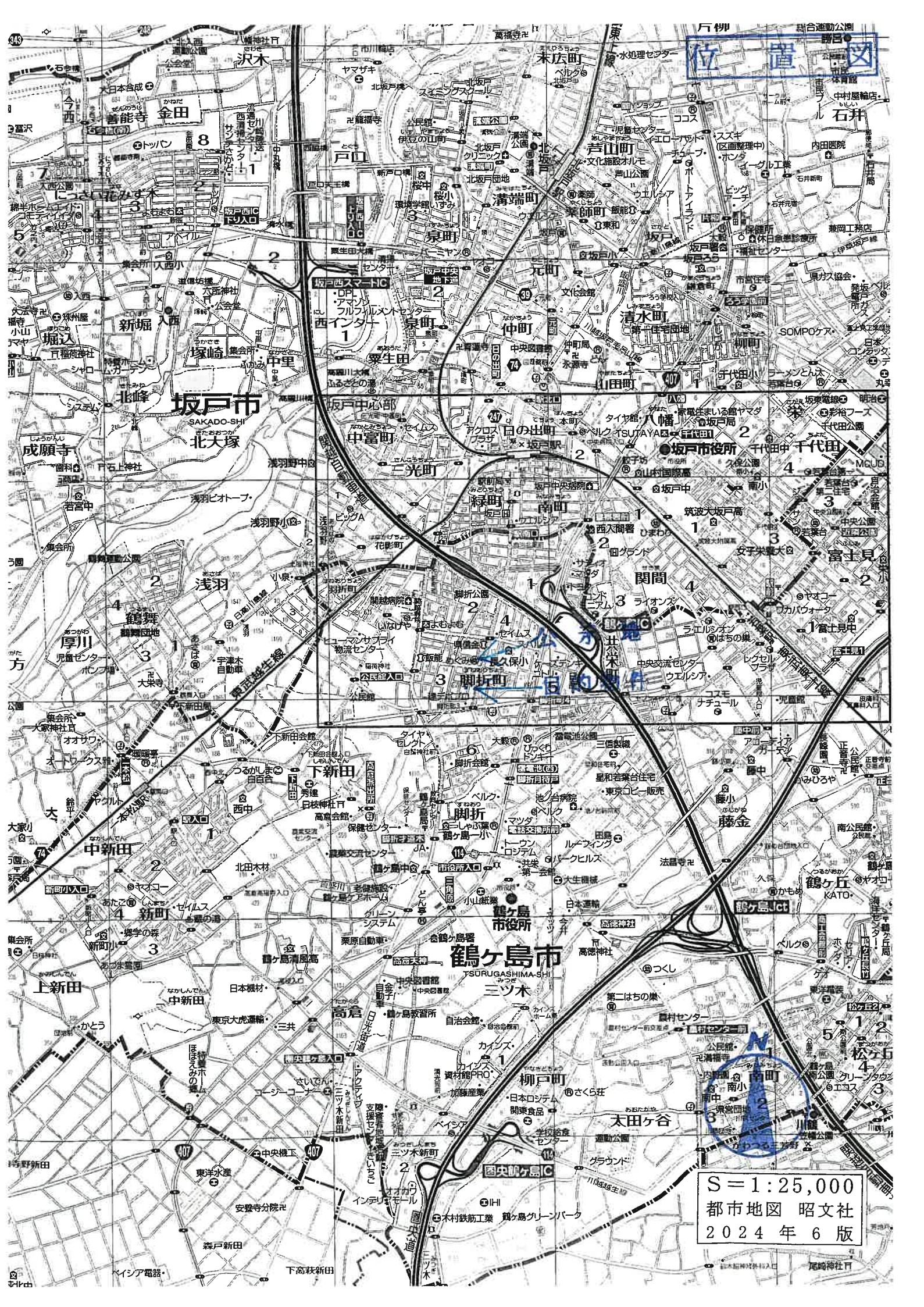
用途指定等：第2種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率200%)

地域 の 概 要：一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 周辺概況図(正本のみ)
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 建物間取図
- 7 現況写真(正本のみ)

以 上



位置図

S=1:25,000
都市地図 昭文社
2024 年 6 版



-40019.638 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tonboku-faiheiyokuoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

脚折町3丁目

A 脚折町4丁目

請 求 部 分	所 在	鶴ヶ島市脚折町三丁目				地 番		32番8		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又は 記号	IX	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和59年12月1日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方裁判所坂戸出張所管轄)

令和7年2月10日

大津地方裁判所

請求番号：11-1

登記官

(1/1)

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和60年4月10日

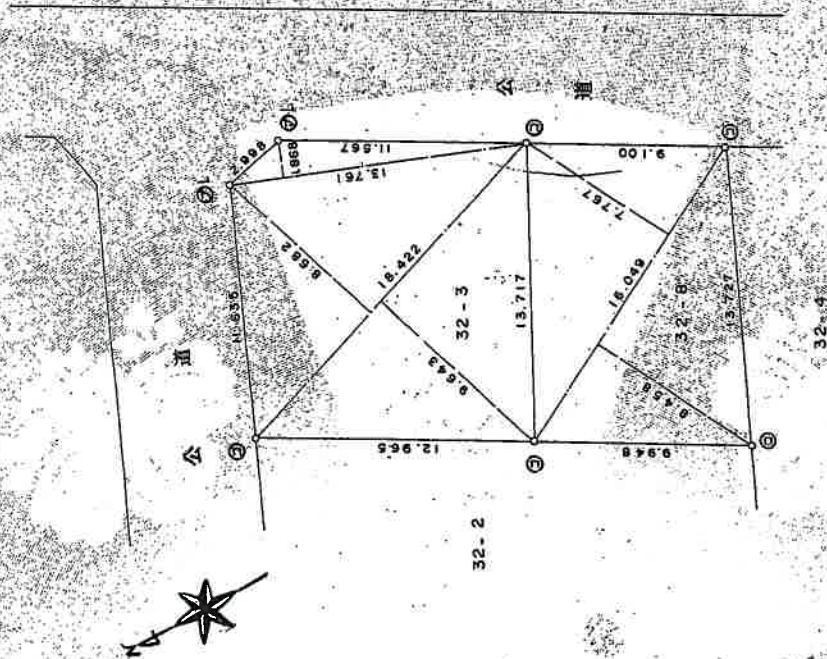
1065983

560.4.10

地積測量図

32-3-B

土地の所在 人間部郷文島町脚折町3丁目



面積計算表

32-3	
13.761 x 1.868	= 25.705548
18.422 x 8.682	= 159.339804
18.422 x 9.583	= 177.643346
363.288698	
181.644349 m ²	
32-4	
16.049 x 7.767	= 124.552583
16.049 x 8.458	= 135.742442
260.395025	
130.1975125 m ²	

測量地の種別	記号	境界線の種別	記号
① 凡	①	① プラスチック杭	①
② 石杭	②	② 金風杭	②
③ コンクリート杭	③	③ 金風杭	③
④ 金風杭	④	④ 金風杭	④

作製者

40年4月6日作製

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方方法務局坂戸出張所管轄)

令和7年2月10日

大津地方方法務局

登記官

登記年月日：昭和58年8月5日

2042239 各階平面図

建物平面図

32-3-2

家屋番号

又間部郷々島町大字脚折字宮田3-1-3-1
(換地同所予定地番1-2-5新区4画地)

建物の所在

脚折側三丁目32番地3

昭和58.12.28
土地区画整理法
による換地処分



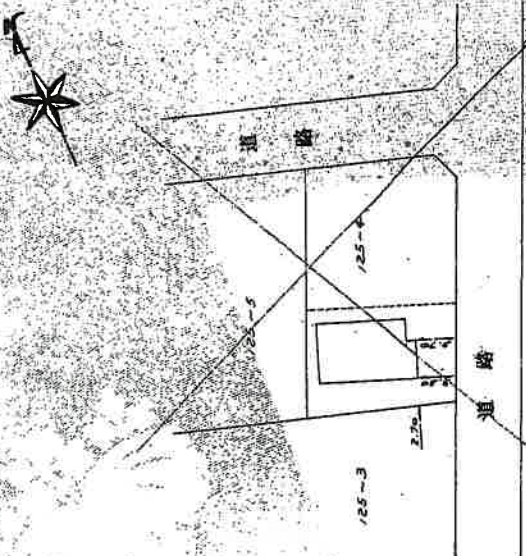
1階求積表

5.66	×	8.19	=	44.7174
3.64	×	0.91	=	3.3124
				48.0298 m ²



2階求積表

5.55	×	4.18	=	24.8430
3.64	×	2.73	=	9.9572
				34.8002 m ²



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま市地方税務局坂戸出張所管轄)

令和7年2月10日

大津地方税務局

登記官

